

瀬戸市母子保健法施行細則をここに公布する。

平成 25 年 1 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市母子保健法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号。以下「法」という。）の施行について、母子保健法施行令（昭和 40 年政令第 385 号）及び母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(妊娠の届出)

第 2 条 法第 15 条の規定による妊娠の届出は、妊娠届出書によるものとする。

(低体重児の届出)

第 3 条 法第 18 条の規定による低体重児の届出は、次に掲げる事項につき低体重児届出書を提出することにより、行うものとする。

- (1) 乳児の氏名及び生年月日
- (2) 乳児の所在地及び電話その他による連絡方法
- (3) 乳児の性別、出生時の体重及び在胎週数
- (4) 産婦の住所、氏名及び生年月日
- (5) 届出者の住所及び氏名並びに届出者と乳児との関係
- (6) 出生に立ち会った者の医師、助産師その他の別及びその氏名
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届出については、当該届出書の提出に代えて口頭によることができる。

(養育医療の給付の実施)

第4条 市長は、未熟児で、養育のため病院又は診療所に入院することを必要と認めるものに対して、法第20条の規定に基づき、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給するものとする。

(養育医療の給付の申請)

第5条 省令第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関（次項において「指定養育医療機関」という。）の医師が作成した養育医療意見書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、養育医療の給付を行うことを決定したときは、省令第9条第2項の規定により養育医療券を交付するとともに、当該未熟児に係る指定養育医療機関にその旨を通知するものとし、養育医療の給付を行わないことと決定したときは、養育医療給付不承認通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(費用の徴収)

第6条 市長は、法第20条の規定により養育医療の給付を行った場合において、法第21条の4第1項の措置（以下単に「措置」という。）を受けた者（以下「被措置児」という。）又はその扶養義務者から当該措置に要した費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する額は、別表に定める額とする。ただし、その額が前項の措置に要した費用に対して法第21条第1項の規定により市の支弁した額を超えるときは、当該現に市の支弁した額とする。

(諸書類の様式)

第7条 この規則に定める諸書類の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

被措置児の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分(4月から6月までにあつては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分(4月から6月までにあつては、前年度分)の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) 5,400	540
C2	所得割の額のある世帯	7,900	790
D1	A階層及び15,000円以下	10,800	1,080

D ₂	B階層を除き前年分（1月から6月までにあっては、前々年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,001円から40,000円まで	16,200	1,620
D ₃		40,001円から70,000円まで	22,400	2,240
D ₄		70,001円から183,000円まで	34,800	3,480
D ₅		183,001円から403,000円まで	49,400	4,940
D ₆		403,001円から703,000円まで	65,000	6,500
D ₇		703,001円から1,078,000円まで	82,400	8,240
D ₈		1,078,001円から1,632,000円まで	102,000	10,200
D ₉		1,632,001円から2,303,000円まで	123,400	12,340
D ₁₀		2,303,001円から3,117,000円まで	147,000	14,700
D ₁₁		3,117,001円から4,173,000円まで	172,500	17,250
D ₁₂		4,173,001円から5,334,000円まで	199,900	19,990
D ₁₃		5,334,001円から6,674,000円まで	229,400	22,940
D ₁₄		6,674,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考		1 この表のC ₁ 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C ₂ 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額（ただし、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）をいう。		

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第2号及び第3号に規定する寄附金においては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 次の各号に掲げる場合の徴収月額においては、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 同一世帯から同時に2人以上の未熟児が給付を受ける場合
その月の徴収基準月額の最も多額な被措置児以外の被措置児に

については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定する。

- (2) D14階層以外の各階層に属する世帯に属する被措置児の入院期間が1月未満である場合 次の算式により算定した額をもって徴収月額とする。

この表の徴収基準月額又は徴収基準加算月額×(その月の入院期間の日数/その月の実日数)

- (3) 被措置児に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者がいない場合 徴収月額は徴収しない。ただし、当該被措置児に市町村民税又は所得税が課せられている場合は、当該課税の額等により徴収月額を徴収するものとする。

- 4 被措置児の属する世帯には、当該被措置児と同一世帯の者以外の者で現に当該被措置児を扶養しているもののうち当該被措置児の扶養義務者の全てを含むものとする。

- 5 この表の「全額」とは、被措置児の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第104号)による負担額を差し引いた残りの額をいう。